

○浦添市情報公開条例

平成11年9月28日

条例第16号

改正 平成14年10月1日条例第26号  
平成18年3月31日条例第1号  
平成19年9月28日条例第22号  
平成19年12月25日条例第37号  
平成24年9月28日条例第29号  
平成26年12月22日条例第27号  
平成27年9月29日条例第30号  
平成28年3月24日条例第4号  
平成29年12月20日条例第27号  
令和元年9月24日条例第21号  
令和4年12月20日条例第21号

注 平成26年12月から改正経過を注記した。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 情報公開の請求等（第5条—第15条）
- 第3章 救済手続及び救済機関（第16条—第21条）
- 第4章 制度運営審議会（第22条・第23条）
- 第5章 情報公開の総合的な推進（第24条—第27条）
- 第6章 補則（第28条—第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法の基本的人権としての知る権利を保障し、市の保有する情報の公開を求める権利等につき定めることにより、行政運営の公開性の向上を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民による市政の監視・参加の充実に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的

記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの及び実施機関以外の者が無償頒布することを目的として発行されるもの

イ 市の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(2) 実施機関 市長(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)、議会、教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員、消防長及び浦添市土地開発公社をいう。

(平27条例30・令元条例21・令4条例21・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市民の知る権利が十分に保障されるよう、この条例を解釈し、運用しなければならない。

2 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人の尊厳を守るため、個人の情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならない。

3 実施機関は、第1条の目的を達成するため、会議録等必要な文書の作成を怠ってはならない。

(利用者の責務)

第4条 公文書の公開を請求する者は、この条例の目的に従い、その権利を正当に行使するとともに、その権利の行使によって得た公文書を適正に使用しなければならない。

## 第2章 情報公開の請求等

(公文書の公開を請求する権利)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 公開請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体

にあつては代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（非公開とすることができる公文書）

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている公文書については、当該公文書を非公開とすることができる。

(1) 法令又は条例の定めるところにより、明らかに守秘義務が課されている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例の規定により、何人でも閲覧することができる情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 法令による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公にすることが公益上特に必要と認められるもの

エ 公にすることを目的として作成し、又は取得した情報

オ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員並びに土地開発公社の役員及び職員

をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の氏名、職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えることが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は事業を営む個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす法人等又は事業を営む個人の違法又は著しく不当な行為に関する情報

ウ その他公にすることが公益上必要と認められる情報

- (4) 行政の執行に関する情報であつて、次に掲げるもの

ア 市と国、他の地方公共団体又は公共団体(以下「国等」という。)との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの

イ 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国等との間における審議、検討、調査、研究等の意思決定過程において作成し、又は取得した情報であつて、公にすることにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

ウ 市又は国等が行う監査、検査等の計画及び実施細目、試験の問題、交渉の方針、争訟の方針、入札執行前の予定価格、人事等の事務又は事業に関する情報であつて、当該事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の公正又は適正な執行を妨げるおそれがあるもの

エ 行政上の義務に違反する行為の取締り又は犯罪の捜査に関する情報であつて、公にすることにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められるもの

オ その他公にすることにより、行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生ずることが明らかな情報

(平26条例27・平27条例30・一部改正)

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の存否に関する情報)

第8条の2 実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、その旨を浦添市情報公開及び個人情報保護制度運営審議会（第22条を除き、以下「審議会」という。）に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。

(平29条例27・追加)

(公開請求に対する決定等)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（公開請求に係る公文書を保有していないとき、及び前条の規定により公開請求を拒否するときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。この場合において、当該全部を公開しないことと決定した公文書が期間の経過により、第7条に規定する情報に該当しなくなることが明らかであるときは、併せてその該当しなくなる時期を明示しなければならない。

(平29条例27・一部改正)

(公開決定等の期限)

第10条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（令4条例21・一部改正）

（公開決定等の期限の特例）

第11条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から30日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

（令4条例21・一部改正）

（理由の付記）

第11条の2 実施機関は、第9条各項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の付記は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

（平29条例27・一部改正）

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第12条 公開請求に係る公文書に国、地方公共団体及び公開請求者以外の者（以下この条、第17条及び第18条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場

合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号アに規定する情報に該当すると認められるときは、第9条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第17条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（平28条例4・平29条例27・一部改正）

（公開の実施）

第13条 実施機関は、公開決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該公文書を公開しなければならない。

- 2 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、その他やむを得ない理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（他の法令による公開の実施との調整）

第14条 実施機関は、他の法令又は条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。）（以下この条において「法令等」という。）の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が前条第2項本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 この条例は、図書館、美術館、公民館その他これらに類する市の施設において現に市民の利用に供する目的をもって収集し、整理又は保存している図書、図画その他の公文書の閲覧又は写しの交付については、適用しない。

(費用の負担)

第15条 第13条第2項に規定する公文書の閲覧に係る手数料は、無料とする。

2 第13条第2項に規定する公文書の写しの交付を行う場合における当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(平26条例27・平27条例30・一部改正)

### 第3章 救済手続及び救済機関

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第16条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。

2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の規定の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「第4条の規定により審査請求がされた行政庁(第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あつたとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あつたとき」と、同法第44条中「受けたとき(前条第1項の規定による諮問を要しない場合(同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。))にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあつては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき」とあるのは「受けたとき」と、同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「浦添市情報公開及び個人情報保護審査会(第19条を除き、以下「審査会」という。)」とする。

(平29条例27・全改)

(審査請求をすべき実施機関)

第16条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求は、当該公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る実施機関に対してするものとする。ただし、消防長の公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求は、市長に対してするものとする。

(平29条例27・追加)

(審査会への諮問等)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合



を除き、審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（第三者から当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（平28条例4・全改、平29条例27・一部改正）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第18条 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（平28条例4・一部改正）

（情報公開及び個人情報保護審査会）

第19条 第17条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、浦添市情報公開及び個人情報保護審査会を置く。

（平28条例4・一部改正）

（審査会の調査権限）

第20条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書

に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（平28条例4・一部改正）

（意見の陳述）

第20条の2 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（平28条例4・追加）

（意見書等の提出）

第20条の3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該期間内にこれを提出しなければならない。

（平28条例4・追加）

（提出資料の閲覧等）

第20条の4 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（第20条第1項の規定により提示された公文書及び当該公文書の写し並びに同条第3項の資料を除く。）の閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあっては、規則で定める方法による閲覧又は交付）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときでなければ、これを拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の意見書又は資料の閲覧をさせ、又は写しの交付をするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審査会は、第1項の意見書又は資料の閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 審査請求人又は参加人が、第1項の意見書又は資料の写しの交付を受ける場合は、

規則に定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(平28条例4・追加)

(答申書の送付等)

第20条の5 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

(平28条例4・追加)

(委任)

第21条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 制度運営審議会

(情報公開及び個人情報保護制度運営審議会)

第22条 この条例による情報公開制度の適正かつ円滑な運営及び改善を図るため、浦添市情報公開及び個人情報保護制度運営審議会を置く。

(平29条例27・一部改正)

(委任)

第23条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第24条 実施機関は、この条例による公文書の公開のほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、市政に関する情報を市民が容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 実施機関は、前項に定める施策を効果的に推進するため、情報の収集、整備及び提供機能を充実、強化するとともに、実施機関相互間の協力及び連携に努めるものとする。

(情報公表制度)

第25条 実施機関は、同一の公文書につき複数回公開請求を受けてその都度公開をした場合等で、市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認められるときは、当該公文書を公表するよう努めるものとする。

2 前項の規定による公表の方法は、規則で定める。

(出資法人の情報公開)

第26条 市が出資を行う法人（浦添市土地開発公社を除く。）であって、規則で定め

るもの（以下この条において「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

（平27条例30・一部改正）

（指定管理者の情報公開）

第27条 指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）

は、その保有する文書であって自己が管理する同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

- 2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書であって実施機関が保有していないものに関し閲覧、写しの交付等の申出があったときは、当該指定管理者に対し、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。
- 3 指定管理者は、前項の規定により文書の提出を求められたときは、速やかに、これに応じるよう努めるものとする。

（平27条例30・一部改正）

## 第6章 補則

（公文書目録の作成及び閲覧）

第28条 実施機関は、その保有する公文書目録及び公文書の検索に必要な資料を作成し、所定の場所に備えて市民の閲覧に供しなければならない。

（運用状況の公表）

第29条 市長は、毎年1回各実施機関における公文書の公開の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（委任）

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。
  - (1) この条例の施行の日以降に作成し、又は取得した公文書
  - (2) この条例の施行の前日に作成し、又は取得した公文書であって、目録等が整理されたもの

(浦添市附属機関設置に関する条例の一部改正)

- 3 浦添市附属機関設置に関する条例(昭和47年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「

浦添市情報公開及び個人情報保護制度審議会	情報公開及び個人情報保護制度に関する事項について、調査審議すること。
----------------------	------------------------------------

」を削る。

附 則(平成14年10月1日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第1号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月28日条例第22号)

この条例は、郵政民営化法(平成17年法律第97号)の施行の日(平成19年10月1日)から施行する。

附 則(平成19年12月25日条例第37号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(浦添市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行前に第6条の規定による改正前の浦添市情報公開条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の浦添市情報公開条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成24年9月28日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月22日条例第27号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月29日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月24日条例第4号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例(第1条の規

定を除く。以下この項において同じ。)の施行前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成29年12月20日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 実施機関の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年9月24日条例第21号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月20日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に第5条の規定によりされた公開請求に係る第10条第1項及び第11条に規定する公開決定等の期限については、なお従前の例による。